三　自動車検査証又は自動車予備検査証の変更記録の申請書（第五号及び第七号に掲げる場合を除く。）	
四　（略）	
五　自動車検査証又は自動車予備検査証の変更記録の申請書（諸元欄事項に変更がある場合に限る。）（施行規則第四十九条の二第二項の規定により通知が電磁的方法により行われた場合における当該自動車について申請を行う場合を除く。）	（略）
六　（略）	（略）
七　自動車検査証の変更記録の申請書（施行規則第三十五条の三第一項第一号に掲げる事項のみに変更がある場合に限る。）	
八・九　（略）	
十・十一　（略）	（略）
十二　新規検査の申請書（次に掲げる事項のみを記録する場合に限る。）又は自動車検査証の変更記録の申請書（次に掲げる事項のみに変更がある場合に限る。）（それぞれ施行規則第四十九条の二第二項の規定により通知が電磁的方法により行われた場合における当該自動車について申請を行う場合を除く。） イ　掘削、除雪その他の作業の用に供する附属装置を取り付けた自動車にあつては、長さ、幅及び高さ、乗車定員又は最大積載量、車両重量並びに当該附属装置の名称 ロ　タンク自動車（爆発性液体、高圧ガスその他の物品を運送するため、車台にタンク又はガス容器を固定した自動車をいう。）にあつては、最大積載容積、積載物品名及び当該物品の比重又は定数 ハ　施行規則第三十五条の四第一項第七号に掲げる事項	（略）
十三　新規検査の申請書（施行規則第三十五条の四第一項第五号及び第二項に掲げる事項のみを記録する場合に限る。）又は自動車検査証の変更記録の申請書（同号に掲げる事項のみに変更がある場合に限る。）（それぞれ施行規則第四十九条の二第二項の規定により通知が電磁的方法により行われた場合における当該自動車について申請を行う場合を除く。）	（略）

三　自動車検査証又は自動車予備検査証の記入の申請書（第五号及び第七号に掲げる場合を除く。）	
四　（略）	
五　自動車検査証又は自動車予備検査証の記入の申請書（諸元欄事項に変更がある場合に限る。）（施行規則第四十九条の二第二項の規定により通知が電磁的方法により行われた場合における当該自動車について申請を行う場合を除く。）	（略）
六　（略）	（略）
七　自動車検査証の記入の申請書（施行規則第三十五条の三第一項第一号に掲げる事項のみに変更がある場合に限る。）	
八・九　（略）	
十・十一　（略）	（略）
十二　新規検査の申請書（次に掲げる事項のみを記載する場合に限る。）又は自動車検査証の記入の申請書（次に掲げる事項のみに変更がある場合に限る。）（それぞれ施行規則第四十九条の二第二項の規定により通知が電磁的方法により行われた場合における当該自動車について申請を行う場合を除く。） イ　掘削、除雪その他の作業の用に供する附属装置を取り付けた自動車にあつては、長さ、幅及び高さ、乗車定員又は最大積載量、車両重量並びに当該附属装置の名称 ロ　タンク自動車（爆発性液体、高圧ガスその他の物品を運送するため、車台にタンク又はガス容器を固定した自動車をいう。）にあつては、最大積載容積、積載物品名及び当該物品の比重又は定数 ハ　施行規則第三十五条の三第一項第二十二号に掲げる事項	（略）
十三　新規検査の申請書（施行規則第三十五条の三第一項第十五号及び第二項に掲げる事項のみを記載する場合に限る。）又は自動車検査証の記入の申請書（同号に掲げる事項のみに変更がある場合に限る。）（それぞれ施行規則第四十九条の二第二項の規定により通知が電磁的方法により行われた場合における当該自動車について申請を行う場合を除く。）	（略）